

仕様書（復元測量）

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、千葉県南房総市において国土調査実施予定区域と区域外との境界の復元測量を行う場合に適用する。

（施行）

第2条 受注者は、国土調査法、同法施行令、地籍調査作業規程準則及び諸通達並びに本仕様書に基づいて土地所有者その他の権利者及び関係官公署と協議を保ち、発注者の指示を受けて正確かつ誠実に施行しなければならない。

2 この測量の実施面積は、別添設計書記載のとおりであるが、実測の結果、面積に増減があった場合、この面積差による契約金額の増減は行わないものとする。

（守秘義務）

第3条 受注者は、本業務の執行上知り得た事項（個人情報含む）については、本契約期間並びに終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

2 受注者は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期すこと。

3 受注者は、業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

（保安）

第4条 受注者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑をおよぼさないよう、次の各号により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に關係ある作業については、あらかじめ関係官公署と十分な打ち合わせの上施行すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

（業務内容）

第5号 南房総市千倉町南朝夷の一部地区の地籍調査実施に伴う、当該地区内の土地改良地との地区界の境界復元測量（別紙図面参照）

（成果品）

第6条 下記のとおりとする。

- ① 標識の設置状況写真
- ② 測量成果図面
- ③ 磁気的記録